

諮問第8号

平成22年7月20日付22春都政第185号

春日井市長諮問

尾張都市計画墓園の変更について

平成22年7月29日提出

春日井市長 伊藤 太

尾張都市計画墓園の変更（愛知県決定）

春日井都市計画墓園を尾張都市計画墓園に改め、その全部を次のように変更する。

都市計画墓園中第1号潮見坂墓園を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	墓 園 名			
1	潮 見 坂 墓 園	春日井市 大泉寺町 字大池下 東神明町 字西之平 東山町 字東山 上野町 字巾	約 79.6 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の再編に伴い、名称（地名を含む）を変更するものである。

諮問第9号

平成22年7月20日付22春都政第185号

春日井市長諮問

尾張都市計画土地区画整理事業の変更について

平成22年7月29日提出
春日井市長 伊藤 太

尾張都市計画土地区画整理事業の変更（愛知県決定）

春日井都市計画春日井熊野桜佐土地区画整理事業を尾張都市計画春日井熊野桜佐土地区画整理事業に改める。

名 称	春日井熊野桜佐土地区画整理事業			
面 積	約109.5ha			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹 線 街 路	3・4・25 河北線	
			3・4・36 鷹来線	
			3・4・94 名栗桜佐線	
			3・4・218 熊野線	
		特 殊 街 路	8・6・201 熊野歩線	
	8・6・203 桜佐歩線			
	上記都市計画道路を基幹とし、区画道路幅員6mを標準として、幅員4～12mを配置する。			
公園及び 緑 地	地区面積の3%以上の公園面積を確保し、誘致距離等を考慮し適正に配置する。また、緑地を適宜配置する。			
その他の 公共施設	本地区の施行に伴う雨水流出量の増加に対処するため調整池を配置する。			
宅地の整備	街区の規模としては、短辺30～50m、長辺120～180m程度を標準とするとともに各宅地とも原則として道路面よりも高くするよう整備する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。

尾張都市計画土地区画整理事業の変更（愛知県決定）

春日井都市計画松河戸土地区画整理事業を尾張都市計画松河戸土地区画整理事業に改める。

名称	松河戸土地区画整理事業				
面積	約66.3ha				
公共施設の配置	道路	種別	名称	これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。	
		幹線街路	1・4・1		高速名古屋環状2号線
			3・1・6		名古屋環状2号線
			3・3・12		一宮春日井線
			3・4・229		道風線
			3・4・230		道風公園線
			3・4・236		松新線
			3・5・97		松河戸線
	上記都市計画道路を基幹とし、区画道路幅員6mを標準として、幅員4～12mを配置する。				
	公園及び緑地	種別	名称	これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。	
近隣		3・3・50	道風公園		
		街区	2・2・375		堤越公園
2・2・376			段下公園		
2・2・377			城田公園		
2・2・378			安賀公園		
2・2・379			河戸公園		
緑地			2		尾張広域緑道
	23	松河戸緑道			
地区面積の3%以上の公園面積を確保し、誘致距離等を考慮し適正に配置する。また、緑地を適宜配置する。					
その他の公共施設	地区内に汚水処理場、雨水ポンプ場を公共下水道計画に合わせ整備する。				
宅地の整備	街区の規模としては、短辺40～50m、長辺100～150m程度を標準とするとともに各宅地とも原則として道路面よりも高くするよう整備する。				

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。

尾張都市計画土地区画整理事業の変更（愛知県決定）

春日井都市計画春日井西部第一土地区画整理事業を尾張都市計画春日井西部第一土地区画整理事業に改める。

名 称	春日井西部第一土地区画整理事業			
面 積	約56.3ha			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹 線 街 路	3・4・36 鷹来線	
			3・4・41 名古屋犬山線	
			3・4・208 朝宮公園線	
			3・4・232 如意申線	
			3・5・99 宮町線	
			3・5・224 下屋敷線	
上記都市計画道路を基幹とし、区画道路幅員6mを標準として、幅員4～10mを配置する。				
公園及び 緑 地	地区面積の3%以上の公園面積を確保し、誘致距離等を考慮し適正に配置する。また、緑地を適宜配置する。			
その他の 公共施設	本地区の施行に伴う雨水流出量の増加に対処するため調整池を配置する。			
宅地の整備	街区の規模としては、短辺30～40m、長辺100～150m程度を標準とするとともに各宅地とも原則として道路面よりも高くするよう整備する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。

尾張都市計画土地区画整理事業の変更（愛知県決定）

春日井都市計画春日井西部第二土地区画整理事業を尾張都市計画春日井西部第二土地区画整理事業に改める。

名 称	春日井西部第二土地区画整理事業			
面 積	約56.8ha			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹 線 街 路	3・4・36 鷹来線	
			3・4・41 名古屋犬山線	
			3・4・203 土合線	
			3・4・208 朝宮公園線	
上記都市計画道路を基幹とし、区画道路幅員6mを標準として、幅員4～16mを配置する。				
配 置	公園及び緑地	地区面積の3%以上の公園面積を確保し、誘致距離等を考慮し適正に配置する。また、緑地を適宜配置する。		
	その他の公共施設	本地区の施行に伴う雨水流出量の増加に対処するため調整池を配置する。		
宅地の整備	街区の規模としては、短辺30～50m、長辺100～160m程度を標準とするとともに各宅地とも原則として道路面よりも高くするよう整備する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。